

## 交通社会人としての自覚はできている？



高校生になると、中学生より、交通事故の死傷者数が2倍に増えるんだよ。また、被害者だけでなく、自分が加害者になることだってありうるんだってことがわかったかな？

### まとめクイズ

Yes、Noのどちらかを選んでください

**Q1.** 高校生になると交通事故死傷者数が増えるが、理由の1つは、二輪車や四輪車の免許を取得できる年齢になり、運転中に事故にあうケースが出てくるからだ。

Yes  No

**Q2.** 自転車と四輪車、自転車と歩行者など、自転車に関係した事故のほぼ100%が、自転車に乗っていた人に非はない。

Yes  No

**Q3.** 18歳では、四輪車運転中と四輪車同乗中の交通事故死傷者数はほぼ同じである。

Yes  No

**Q4.** 免許取得後1年未満の初心運転者は慎重に運転するので、熟練者より事故が少ない。

Yes  No



→解答は次ページに！



## まとめクイズの解答と解説

### Q1. Yes

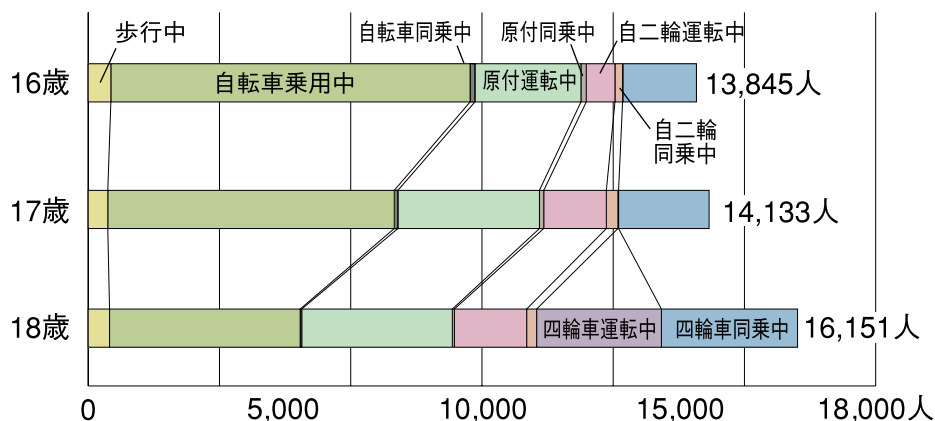
16歳の誕生日から原付、普通二輪車の免許が取れ、18歳の誕生日から普通自動車、大型二輪車の免許が取れ、運転するようになるので、二輪車、四輪車運転中の事故が増えます。

### Q3. Yes

死傷者数は、16歳（高校1年生年代）では自転車乗用中がトップ。18歳（高校3年生年代）では四輪車に乗っているときがトップで、運転中と同乗中がほぼ同じです。自分で運転するときだけでなく、友だちや先輩に乗せてもらうときにも、十分気をつける必要があります。

（下のグラフ参照）

グラフ1 16～18歳の状態別死傷者数



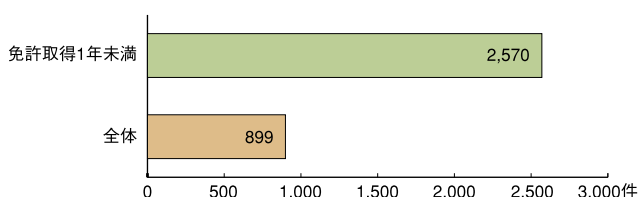
（財）交通事故総合分析センター 平成20年

## コラム 1

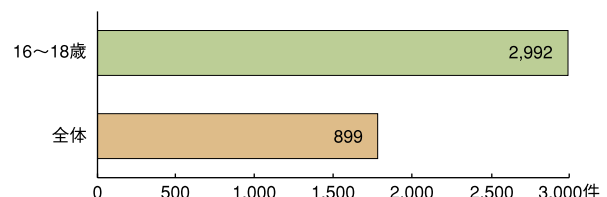
### 初心運転者と事故

免許を取ったばかりの人や16～18歳（高校生年代）は事故を起こしやすいのです。

グラフ2 免許保有者10万人あたりの交通事故件数(1当\*)



グラフ3 運転者の10万人あたりの交通事故件数(1当\*)



\*1当:加害者

（財）交通事故総合分析センター 平成20年

●交通社会人として自覚をもとう！

## 高校生年代は二輪車や四輪車との素晴らしい出会いがありますが、加害者として事故に関わるケースも増えています。

### 高校生の交通事故の37%が「加害事故」

高校生になると、自転車での行動範囲も広がり、二輪車、四輪車に乗ることもあります。そのため、加害者として事故に関わる比率が、中学生年代では約20%なのに対して、高校生年代では約37%にまで高くなります。

交通事故で人を死傷させると、高校生も、刑事責任（懲役や禁錮など）、行政責任（免許の取り消しや減点など）、民事責任（損害賠償責任）という3つの責任を問われます。ただし、刑事責任については、大人（成人）と異なり、「少年法」に基づき処理されます。これは「刑罰」によってではなく、「教育」によって対処しようという考え方のためです。

### 自転車事故でも賠償責任がある

最近、自転車乗用中の高校生が、歩行者を死傷させるといった加害事故が目立ちます。免許を必要としない自転車ですが、事故を起こして加害者と判定されると賠償責任が問われます。たとえば女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で（道交法違反）走行中、前方を歩行中の女性と衝突し、女性



自転車に乗っている高校生が加害者になるケースが増えています

に重大な障害が残った事故では、この高校生に5,000万円の損害賠償金が請求されています。この場合、高校生が社会人になって給与の中から毎月支払うか、もしくは、その監督義務者（多くは親）に賠償請求され、親が支払うケースもあります。

また、法律上の3つの責任以外に、「道義的責任」もあり、加害者として、被害者の気持ちを考えて誠実に対処しなくてははいけません。

コラム  
2

### 大人の場合の刑事責任

二輪車や四輪車、自転車運転中に相手を死傷させると以下のような刑罰があります。交通死傷事故で、刑事事件として起訴されるのは100件中約11件です。

事故	運転者	刑罰	禁錮、懲役
交通事故で相手を死傷させる	四輪車 二輪車	過失運転致死傷罪	7年以下の懲役*2 もしくは禁錮*3 または100万円以下の罰金
	自転車	重過失致死傷罪	5年以下の懲役*2 もしくは禁錮*3 または100万円以下の罰金
悪質、危険な運転で死傷事故を起こす*1	四輪車 二輪車	危険運転致死傷罪	負傷／15年以下の懲役 死亡／1年以上20年以下の懲役

- \*1 悪質、危険な運転とは以下をさす
  - ・アルコールや薬物等の影響
  - ・制御不可能な高速度による運転
  - ・他車や歩行者などの通行妨害を目的とする危険な割り込み
  - ・危険な速度での信号無視
- \*2 懲役 刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる
- \*3 禁錮 刑事施設に拘留する



新聞や本などの資料、インターネットなどを使って、調べて考えてみましょう

•中学生のときと比べて、自分の交通行動でどんなところが変わったと思いますか？



-----  
-----  
-----

•自分の知っている人で事故にあった人はいますか？  
どんな事故でしたか？  
それを聞いてどう思いましたか？



-----  
-----  
-----

•二輪免許取得、普通免許取得について、あなたの学校の規則ではどうなっているかを調べてみましょう。



-----  
-----  
-----



## 交通は相手がいる。他人のことを考えるのが基本

吉田瑩一郎 日本体育大学名誉教授 日本安全教育学会会長

### MESSAGE

教習所では、知識や技術については、丁寧に教えてくれます。確かにそれも重要ですが、それだけでは良いドライバーにはなれません。運転には、他にも「セルフコントロール」や「相手のことを思いやる気持ち」が必要となります。

交通には、まず、相手があります。相手が次にどういった行動をとるのか、それを常に予測しながら動く必要があります。日常生活において、自分のことしか考えていない人は、すぐに事故を起こしてしまいます。

たとえば私が歩道を歩いていると、自転車に「よけてくれ」といつもベルを鳴らされます。本来、歩道では、自転車が優先なのではなく、歩行者の妨げとならない限り歩道を通行してもいい、というものなのです。相手を思いやり、ゆずりあうということを、ぜひ日常生活でも実践してください。